

## 確認事項に対する回答（厚生労働省）

重点分野	調査・統計に対する協力
省庁名	厚生労働省 賃金構造基本統計調査
質問	1 各統計調査を実施するための予算額（平成 28 年度、29 年度） ※予算額は支出項目別（人件費、統計調査員手当、職員旅費等含む）の内訳)、動員人員数)

(回答)

## 【平成 28 年度】

○本省予算：30,004 千円

(目) 職員旅費：227 千円

(目) 厚生労働統計調査費：29,777 千円

1 印刷製本費：9,699 千円

2 通信運搬費：3,244 千円

3 賃金（臨時集計員手当 1,220 人日分）：7,918 千円

4 雇用保険料：88 千円

5 雜役務費：8,828 千円

○都道府県労働局予算：105,436 千円

(目) 統計調査員手当：91,672 千円

325 署 × 3 人 = 975 人

(目) 職員旅費：1,991 千円

(目) 委員等旅費：343 千円

(目) 厚生労働統計調査費：11430 千円

1 通信運搬費：7,973 千円

2 賃金（臨時集計員手当 340 人日分）：2,142 千円

3 雇用保険料：1,007 千円

4 雜役務費：308 千円

## 【平成 29 年度】

○本省予算：30,004 千円

(目) 職員旅費：227 千円

(目) 厚生労働統計調査費：29,777 千円

1 印刷製本費：9,696 千円

2 通信運搬費：3,244 千円

3 賃金（臨時集計員手当 1,071 人日分）：7,937 千円

4 雇用保険料：71 千円

5 雜役務費：8,829 千円

○都道府県労働局予算：103,177 千円

(目) 統計調査員手当 : 89,944 千円

325 署 × 3 人 = 975 人

(目) 職員旅費 : 1,587 千円

(目) 委員等旅費 : 235 千円

(目) 厚生労働統計調査費 : 11,411 千円

1 通信運搬費 : 7,973 千円

2 賃金（臨時集計員手当 352 人日分）: 2,320 千円

3 雇用保険料 : 810 千円

4 雜役務費 : 308 千円

重点分野	調査・統計に対する協力
省庁名	厚生労働省 賃金構造基本統計調査
質問	2 各統計調査の結果の利活用の実績（官民双方における利活用の内容、年間利活用数）

（回答）

【政府の重要政策の決定における利用】

- ・「働き方改革実行計画」（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）など政府の重要政策決定における資料として利用

【その他行政施策上の利用】

- ・最低賃金の算定関連  
中央最低賃金審議会における最低賃金改定の目安を定める際の資料として利用
- ・労災保険給付額の算定関連  
労災保険給付の休業給付基礎日額の最低・最高限度額の算定資料として利用
- ・地域手当の算定関連  
人事院による地域手当の支給地域及び支給割合を決定する際の資料として利用
- ・女性の役職者割合関連  
「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」における企業認定基準を定める際の資料として利用

【各種白書等】

- ・厚生労働白書（賃金カーブ、賃金分析資料）
- ・労働経済白書（賃金分析資料）
- ・経済財政白書（性、学歴別賃金カーブ、正社員・非正社員賃金格差）
- ・子供・若者白書（雇用形態別賃金）
- ・男女共同参画白書（男女間賃金格差、役職者に占める女性割合）
- ・過労死等防止対策白書（職種別実労働時間数）
- ・交通政策白書（職種別平均年齢、労働時間等）
- ・働く女性の実情（男女間賃金格差、役職者に占める女性割合） 等

【民間での利用】

- ・企業における賃金決定の参考資料としての利用  
「賃金・人事データ総覧」「規模別・地区別・年齢別等でみた職種別賃金の実態」等の書籍で引用
- ・賃金関係等の訴訟等に関する資料  
損害賠償請求における逸失利益の算定に用いる平均賃金として利用

【調査票情報の二次利用】

- ・厚生労働省内 20 件（平成 28 年度）、15 件（平成 27 年度）
- ・その他（研究機関等） 60 件（平成 28 年度）、50 件（平成 27 年度）

※二次利用を要しない公表値を活用した分析も含め、多数の研究者による利用あり

【国際機関での利用】

- ・ILO 労働統計データベース（性、産業別平均名目月当たり賃金）
- ・OECD Stat（男女間賃金格差）
- ・OECD 「Taxing Wages」（産業別平均賃金）

【e-stat の統計表ダウンロード件数】

569,888 件（平成 28 年 12 月～平成 29 年 11 月）

重点分野	調査・統計に対する協力
省庁名	厚生労働省 賃金構造基本統計調査
質問	3 各統計調査を実施する上で、3省庁が同じ企業に対して、複数回調査しなくて済む重複回避のための取組実施の有無。有の場合、その内容（例えば、事業所母集団データベースを活用し、標本対象の調整を実施等）。無しの場合、その理由。

(回答)

賃金構造基本統計調査は事業所母集団データベースを母集団としており、「事業所母集団データベース運用管理規程」（平成24年12月21日総務省統計局長・政策統括官（統計基準担当）決定）の「第7 重複是正の事務手続」の規定に基づき、重複是正対象となる事業所（事業所・企業の経営組織、資本金、本所・支所の別、従業者数等により設定された被調査回数の上限値を超えた事業所）との重複回避措置を行った上で調査対象事業所を選定している。

なお、人事院「職種別民間給与実態調査」及び国税庁「民間給与実態統計調査」との個別の重複回避措置については行っていない。